大阪府スマート農業機器自作支援事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　大阪府は、「大阪府スマート農業推進指針」に掲げる取組目標の実現に向け、農業者の自作による農業機器の導入を支援するため、予算の定めるところにより、大阪府スマート農業機器自作支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については大阪府補助金交付規則（昭和４５年大阪府規則第８５号）（以下「規則」という）及び大阪府スマート農業機器自作支援事業実施要領に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象及び補助率）

第２条　補助金の交付対象となる経費及び補助率は、別表１、別表２に定めるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第３条　規則第４条第１項の申請は、知事が定める期日までに補助金交付申請書（様式１－１）に次の関係書類を添えて所管の農と緑の総合事務所を経由して知事に提出しなければならない。

（１）要件確認申立書（様式１－２）

（２）暴力団等審査情報（様式１－３）

（３）その他、知事が必要と認める書類

（軽微な変更）

第４条　規則第６条第１項の規定による知事の定める軽微な変更は、別表３のとおりとする。

（補助の条件）

第５条　規則第６条第２項の規定により附する条件は、次のとおりとする。

補助事業者は、当該補助金に係る事業の施行に関する経理を明らかにした帳簿及び書類を整備し、当該事業を完了した翌年度から起算して10年間整理保管しなければならない。

（事業の実施）

第６条　事業の実施については、規則第７条に基づく補助金の交付の決定後に着手するものとする。

（補助申請の取り下げ）

第７条　補助金の交付の申請を取り下げることができる期間は、規則第7条による通知を受け取った日から起算して１５日以内とする。

（内容の変更・中止）

第８条　補助事業者は、第４条に規定する軽微な変更以外の変更をしようとする時は、大阪府スマート農業機器自作支援事業補助金変更承認申請書（様式２）に、次に掲げる書類を添えて所管の農と緑の総合事務所を経由して知事に提出しなければならない。

　ただし、第４条に定める軽微な変更に該当する場合を除く。

（１）様式１－１の別記（変更箇所を下線により示すこと）

（２）前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

２　補助事業者は、補助事業の中止をしようとするときは、大阪府スマート農業機器自作支援事業中止承認申請書（様式３）を所管の農と緑の総合事務所を経由して知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第９条　補助事業者は事業が完了した日から30日を経過した日、又は事業実施年度末のいずれか早い日までに、大阪府スマート農業機器自作支援事業実績報告書（様式４）に関係書類を添えて、所管の農と緑の総合事務所を経由して知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条　知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。

附則

この要綱は令和３年12月１日から施行し、令和３年度の補助金から適用する。

この要綱は令和４年６月17日から施行し、令和４年度の補助金から適用する。なお、大阪府スマート農業機器自作支援事業補助金交付要綱の運用は廃止する。

この要綱は令和６年３月29日から施行し、令和５年度の補助金から適用する。

別表１　実施要領第２条（１）の補助金交付対象となる経費及び補助率

次に定める経費とする。ただし補助金額は40万円を上限とする

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 補助対象 | 補助率 | 備考 |
| スマート農業機器を自作するのに必要な工具や材料等の経費 | ・単価が概ね10万円を超過しない工具や材料・スマート農業機器本体や機器のほ場への設置に必要な部品 | 補助対象経費の２分の１以内　ただし、補助金額35万円を上限とする。（※） | 購入に係る送料を含む。通信費用は対象としない。 |
| 技術者への相談及び技術者からの指導を受けるのに必要な経費 | 以下の内容に関する技術者の指導・相談に係る謝金・機器の作成やマニュアルの作成等に関する打合せ・機器の設計や動作を確認するための試作品の製作・補助事業者への機器の製作方法や修復方法の指導・圃場での機器の設置、調整・機器の製作マニュアルの作成指導及びこれらの指導にかかる交通費 | 定額　ただし、補助金額20万円を上限とする。 | 技術者は複数名でも可。オンライン会議システムや電話等による指導も対象とする。 |

※経費に補助率を乗じた額に端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

別表２　実施要領第２条（２）の補助金交付対象となる経費及び補助率

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 補助対象 | 補助率 | 備考 |
| 技術者への相談及び技術者からの指導を受けるのに必要な経費 | 以下の内容に関する技術者の指導・相談に係る謝金・導入したスマート機器の不具合についての原因究明等に関する打合せ・補助事業者への機器の修復方法の指導・故障した部品等の調達支援・機器の不具合修復指導及びこれらの指導にかかる交通費 | 定額　ただし、補助金額は年間3万円を上限とする。 | オンライン会議システムや電話等による指導も対象とする。 |

別表３　軽微な変更

|  |
| --- |
| 次に掲げる変更以外の変更 |
| １．補助事業の申請者の変更２．経費の増額または事業量の30%を超える経費の減額３．30％を超える経費の配分の変更 |
|

様式１－１（第３条関係）

年　月　日

大阪府知事　様

所在地

団体名

代表者名

大阪府スマート農業機器自作支援事業 補助金交付申請書

○○年度において、大阪府スマート農業機器自作支援事業補助金を次のとおり受けたいので、大阪府スマート農業機器自作支援事業補助金交付要綱第３条の規定により申請します。

（別記）

１．補助事業の目的及び内容

２．補助事業の経費の配分

３．補助事業の経費の使用方法

４．補助事業の完了予定期日

５．事業合計額

６．交付を受けようとする補助金の額

７．口座情報

|  |
| --- |
| 金融機関名：支店名：預金種別：普通/当座口座番号：口座名義人（カナ）： |

【添付書類】

□要件確認申立書（様式１－２）

□暴力団等審査情報（様式１－３）

□その他、知事が必要と認める書類

様式１－２（第３条関係）

要件確認申立書

大阪府知事　様

私（当団体）は、大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第４条第２項第３号の規定に基づき、大阪府スマート農業機器自作支援事業補助金にかかる交付申請を行うにあたり、下記の内容について申立てます。

記

※各項目を確認し、**はい・いいえ**のどちらかを○で囲んでください。

|  |
| --- |
| 申　　立　　事　　項 |
| １ | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する**暴力団**、同法第２条第６号に規定する**暴力団員**、大阪府暴力団排除条例第２条第４号に規定する**暴力団密接関係者**である。※「暴力団密接関係者」については、次の２～６も確認してください。 | はい・いいえ |
| ２ | 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、**暴力団**又は**暴力団員**を利用するなどしている。 | はい・いいえ |
| ３ | **暴力団**又は**暴力団員**に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に**暴力団**の維持、運営に協力し、若しくは関与している。 | はい・いいえ |
| ４ | **暴力団**又は**暴力団員**であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。 | はい・いいえ |
| ５ | **暴力団**又は**暴力団員**と社会的に非難されるべき関係を有している。 | はい・いいえ |
| ６ | （事業者においては、）次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記２～５のいずれかに該当する者がいる。・事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者・事実上事業者の経営に参加していると認められる者 | はい・いいえ |
| ７ | 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者である。 | はい・いいえ |
| ８ | 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第４９条に規定する排除措置命令又は同法第６２条第１項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から１年を経過しない者である。 | はい・いいえ |
| ９ | 規則第２条第２号イ～ハまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第１５条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。 | はい・いいえ |
| 10 | 間接補助事業者に当該補助事業の全部又は一部を行わせる場合には、当該間接補助事業者が上記各号のいずれかに該当することとなった場合又はいずれかに該当していたことが判明した場合にその旨を直ちに届出ます。 | はい・いいえ |
| 11 | 暴力団等審査情報を、大阪府暴力団排除条例第２４条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意する。 | はい・いいえ |

※「１」～「８」で「はい」に「○」を付けた場合及び「９」～「11」で「いいえ」に「○」を付けた　場合は、補助金の支給を受けることはできません。

　　　　年　　月　　日

住所（所在地）

名称（団体名）

氏名（代表者）

様式１－３（第３条関係）

暴力団等審査情報

大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第４条第２項第３号の規定に基づき、大阪府スマート農業機器自作支援事業補助金にかかる交付申請を行うにあたり、規則第２条第第２号イに該当しないことを審査するため、本書面を提出するとともに、大阪府暴力団排除条例第２４条に基づき、府警察本部へ提供することに同意します。なお、役員の変更があった場合は、直ちに本様式をもって報告します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 氏名 | 生年月日 | 性別 | 住所（所在地） |
| ｶﾅ（半角） | 漢字 | 元号 | 年 | 月 | 日 |
| １ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |  |  |

　　　　年　　月　　日

住所（所在地）

名称（団体名）

氏名（代表者）

様式２（第８条関係）

年　月　日

大阪府知事　様

所在地

団体名

代表者名

大阪府スマート農業機器自作支援事業　補助金変更承認申請書

　○○年○月○日付け大阪府指令○○第○○号をもって補助金交付決定の指令のあった○○年度大阪府スマート農業機器自作支援事業について、以下の理由により事業内容の変更承認を受けたいので、大阪府スマート農業機器自作支援事業補助金交付要綱第８条の規定により申請します。

理由

【添付書類】

□様式１－１の別記を添付すること

（変更箇所は上段に変更前の内容を括弧書きで記載し、下段に変更後の内容を記載すること）

□その他、知事が必要と認める書類

様式３（第８条関係）

年　月　日

大阪府知事　様

所在地

団体名

代表者名

大阪府スマート農業機器自作支援事業　中止承認申請書

　○○年○月○日付け大阪府指令○○第○○号をもって補助金交付決定の指令のあった○○年度大阪府スマート農業機器自作支援事業について、下記の理由により事業の中止の承認を受けたいので、大阪府スマート農業機器自作支援事業補助金交付要綱第１１条の規定により申請します。

理由

様式４（第９条関係）

年　月　日

大阪府知事　様

所在地

団体名

代表者名

大阪府スマート農業機器自作支援事業　実績報告書

　大阪府スマート農業機器自作支援事業補助金交付要綱第９条の規定により、本事業が完了したことを報告します。

記

１．補助事業の目的及び内容

２．補助事業の経費の配分

３．補助事業の経費の使用方法

４．補助事業の完了期日

５．事業合計額

６．補助金の交付決定額とその精算額

７．補助事業の効果

【添付書類】

□領収書

□成果物の写真（全体像がわかるもの）

□成果物の製作マニュアル（必要資材、作成手順について記載）

※過去の実績・マニュアルに沿って実施した場合は提出不要

□収支報告書

□その他、知事が必要と認める書類